

「50周年記念定期預金」規定(2311)

1. 預入れ

- (1) この預金への預入れは「個人」のお客様に限ります。(個人事業者のお客様も含まれます。)
(2) 預入期間は5年とし、自動継続のスーパー定期 自由金利型定期預金(M型) (複利型)として取扱います。

2. 継続後の利率

この預金の継続後の適用利率は、満期日におけるスーパー定期5年物の店頭表示利率にて自動継続いたします。

3. 利息

- (1) 利息は預入日(継続の場合はその継続日)から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率(継続後の預金については上記2の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって、計算(6カ月複利の方法で計算)して満期日に支払います。
(2) 当金庫がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次のとおり預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって、計算して、この預金とともに支払います。

<満期日前の解約の場合>

預入期間	解約利率
6カ月未満	解約日における普通預金利率
1年未満	約定利率×20%
1年以上2年未満	約定利率×50%
2年以上3年未満	約定利率×60%
3年以上4年未満	約定利率×70%
4年以上5年未満	約定利率×90%

満期日前の解約利率は、解約日における普通預金利率を下限とします。

R5.11

なお、本規定に定めのない事項については、預金規定集 共通規定 総合口座取引規定 および 自由金利型定期預金(M型)規定 により取扱います。

